

## RL363:2017 第5版 改定案に対するコメント

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、 ×：不採用)
1	浅田	5.6	2~3	Q E	「1) JCSS 登録事業者又は ILAC MRA 署名認定機関によって認定を受けた校正機関の認定校正」の「認定校正」はあまり見かけないようですが。また、認定を受けた校正機関による認定とも読み取られないでしょうか。	「認定校正」を「校正」又は2)の「内部校正」に対応した「外部校正」としてはいかがでしょうか。	△ 認定校正の定義を備考2として挿入した。
2	(株)応用技研 鈴木英伸	5.6	8 頁 の 3	E	適切な標準線源を用いて確認しなければならない。 ⇒線源を用いて何を確認するのかを明確にすることが望まれると思います。 引用文書に JIS Z 4504 (ISO 7503-1)とあります。この ISO7503-1 Second edition 2016-01-15 の 7.5 項が「Function check」です。 この「Function check」の和訳（機能確認、或は機能試験）を提案するものです。 適切な標準線源を用いて行う機能確認という規定であれば内容は明確になると思います。	適切な標準線源を用いて機能確認（或は機能試験）しなければならない。	△ 「適切な標準線源を用いて表示値の確認を実施しなければならない。」とした。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、 ×：不採用)
1	SIC 小南	5.6	31 ~ 36	Q	<p>改定案のこの段落の意味は、用いる標準線源において計量トレーサビリティが確保されていれば、JCSS 校正でなく JIS Z 4511 に基づく校正でもよいと受け取れますが、その意味でしょうか。</p> <p>もしそうであれば、SI 単位へのトレーサビリティは、必ずしもシンチレーションサーベイメータまでではなく、その校正に用いる標準線源まで確保されていればよいと解釈できますが、よろしいでしょうか。</p> <p>内部校正とありますが、試験所内ではなく外部業者で行う JIS Z 4511 に基づく校正も含まれますか。</p>		× 改定案参照。
2	SIC 小南	付属書 2	30~ 38	Q	<p>付属書は、本文を補足するものと解釈しております。本文と付属書を総括しますと、シンチレーションサーベイメータの校正は、①JCSS 認定校正、②JCSS 校正事業者の行う JIS Z 4511 に基づく校正、③メーカー等が行う JIS Z 4511 に基づく校正のうちいずれかであればよいと受け取れますが、その意味でしょうか。</p> <p>また、プライオリティが①②③の順につけられるべきとありますが、やはり本文の内容を含めて考えますと、試験所の判断によっては③のみでもよいと受け取られますが、その意味でしょうか。</p>		× 改定案参照。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、 ×：不採用)
1	NITE 認定センタ ー 製品認定課 石毛浩美	P12/18 附属書 2	L12 ～ L13	T	<p>「JCSS の校正範囲は低線量率領域では <math>3 \cdot \text{Sv/h}</math> 程度までであり、低汚染地域の空間線量率測定範囲 (<math>1 \cdot \text{Sv/h}</math> 前後) についてカバーしていない。」とありますが、2017 年 4 月 25 日現在、低線量率の <math>0.8 \cdot \text{Sv/h}</math> 以上の校正範囲で、サーベイメータの JCSS 校正ができる JCSS 登録事業者がごございます(現在は次の一者のみです)。</p> <p><a href="http://www.nite.go.jp/iajapan/jcss/labsearch/pdf/D0264.pdf">http://www.nite.go.jp/iajapan/jcss/labsearch/pdf/D0264.pdf</a></p>	原案の JCSS 校正範囲を修正するのも一案ですが、今後も JCSS 校正範囲が拡張していく可能性もあることから、JCSS 校正のカバー範囲について、具体的な数値に言及しない記述の仕方をご検討いただければと考えます。	△ 当面、適用できる内容に修正した。

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。